

東京都印刷産業政治連盟は、印刷業および関連産業の振興発展と社会的地位の向上を図るための活動を行っています。

令和3年度通常総会・議員連盟議員との交流会を開催（1）

令和2年度事業・決算報告、令和3年度事業計画・収支予算を承認

東京都印刷産業政治連盟（東政連）は6月2日（水）ハイアットリージェンシー東京で令和3年度通常総会を開催し、令和2年度事業報告・決算報告、令和3年度事業計画（案）・収支予算（案）を全て原案どおり承認した。



（挨拶）橋本唱一会長

総会は生井義三幹事長の司会で進行、冒頭、橋本唱一会長が、東京都は緊急事態宣言下ではあるが、本総会に参加される方は東京の方だけであるし、7月の都議会選挙に向けて、東京都印刷産業議員連盟に参画されている議員の皆様への激励の機会でもあるので、感染対策をしっかりと行った上でリアルな開催とした。

令和2年度ヒアリングでは、コロナ感染の影響もあり、参加人数の制限を受けながらも、都政および国政に中小印刷産業の要望を伝える場として、例年どおり行うことが出来た。また、東政連に参画している4団体のトップと小池都知事とのヒアリングも実施された。今後も引き続き、団体向けの時代に即した補助支援事業の創設、サステナブル・リカバリー（持続可能な回復）の視点を踏まえた中小企業者への支援策の拡充といっ

たものを中心に政策要望を纏め、要望実現に向けて積極的に訴えていきたいと挨拶を行った。

その後、幅和弘副会長を議長に選任して議事を進めた。

【第1号議案】令和2年度事業報告及び決算報告承認の件

事業報告は、武川優副会長が以下のとおり説明した。定例のヒアリングは、昨年の8月から9月に都議会自民党、都議会公明党、都民ファーストの会、都議会立憲民主党・民主クラブと行った。コロナ禍のため、都民ファーストの会とはZ o o mで、それ以外の会派とは人数を絞ってリアルで実施した。要望は「新型コロナウイルス感染症対策」、「官公需関係」、「事業承継推進への支援」、「BCP 策定への取組みに対する支援」、「メディア・ユニバーサルデザインの採用・普及」、「働き方改革の取組みに対する支援」、「GP 認定の普及啓発」と7項目としたが、ヒアリングでは、重点項目である新型コロナウイルス感染症対策として、テレワーク導入時の生産性維持・人事評価制度の導入支援、テレワーク環境整備のための補助金要件緩和、中小企業業態変革助成金の創設、印刷物の地元中小企業への優先発注、官公需関係では、知的財産権の財産的価値の取扱いの周知・啓発、著作者人格権の不行使特約条項の撤廃、入札制度の改善といった点について、担当役員から詳細な説明を行った。なお、東京都では、最低制限価格制度の本格導入に向けて、平成28年度から試行されているが、その回数は前年度の18件を上回って26回実施された。

次に国に対しては、「新型コロナウイルス感染症対策」、「税制関係」、「官公需関係」、「行政における調達関係」、「事業承継推進への支援」、「働き方改革の取組みに対する支援」、以上の6項目を令和3年度国家予算・税制改正等に対する要望としてまとめた。自由民主党東京都支部連合会との定例の会合では、時間の関係で

重点項目である「新型コロナウイルス感染症対策」、「税制関係」、「官公需関係」について担当役員から詳細な説明を行った。出席した東京都選出の国会議員から税制要望に対する質問が出されるなど、これまでにない活発な意見交換が行われた。以上の政策要望実現に向けた活動のほか、外部行事への出席という箇所に記載したとおり、東京都印刷産業議員連盟議員が開催するセミナーやパーティには橋本会長や役員等が参加して、議員との交流を深めた。こうした東政連からの要望と議員連盟議員と連携した政策活動、要望に対する国や都からの回答、また東政連の動きなどについては、「東政連ニュース」や「東政連ホームページ」により、会員に広報してきた。

続いて、決算報告について真山明夫会計幹事より収支総額が2,450,827円、支出総額が1,481,557円で、差し引き969,270円の剰余となり、これにより次期繰越金は、前期繰越金を加え、5,164,938円となったと説明し、新井啓之監事の監査報告の後、幅議長が議場に諮り、異議なく承認された。

【第2号議案】令和3年度事業計画(案)および収支予算(案)承認の件

初めに、事業計画(案)について橋本会長が以下のとおり説明した。

令和3年度は、引き続き、東京都政や国政に対して、我々の要望実現のために活発な活動を展開してまいりたい。印刷議員連盟所属の議員との連携を、より一層深めるとともに、党派毎のヒアリングへの出席や自由民主党東京都支部連合会との会合にも積極的に参加して、中小印刷業界の要望を訴えてまいりたい。さらに、組織は数であり、力の発揮できる組織にするため、積極的に加入増強を進める。

これらのことを踏まえて、令和3年度の事業計画(案)は、都政・国政への要望事項として、継続課題を含め主要項目(3頁に掲載)の説明を行った。

続いて、収支予算(案)は笹岡誠会計幹事が以下のとおり説明した。

収入は「機関紙購読料」、「機関紙発行事業収入」等で2,598,400円、これに前期繰越金5,164,938円を加えて収入合計は7,763,338円、支出は「経常経費」795,000円、「政治活動費」3,794,000円に次期繰越額3,174,338円を加え、支出合計は7,763,338円となる(3頁に掲載)。

以上の説明を受けて、幅議長が議場に諮り、異議なく承認された。



(来賓挨拶) 東印工組 滝澤光正理事長

以上で議事を終了し、来賓紹介の後、印刷関連団体を代表して東京都印刷工業組合の滝澤光正理事長より祝辞が述べられた。滝澤理事長からは「本日の総会がコロナ感染対策をきちんと施しリアルに開催できたことに敬意を表したい。コロナ感染で人々の暮らしや学び経済に大打撃を与え、これまでのような生活・働き方に戻るの難しいであろうと東京都もサステナブル・リカバリー、持続可能な回復といった政策を推し進めている。業界団体としては政治活動が禁止されているので、政治連盟を通じてこれまでも用途地域制限の緩和、印刷の技術専門校設立、都発注印刷物の入札における物品購入から請負契約への移行といった成果を上げてきた。政治は数が力なので多くの方に会員になってもらいたいし、要望の実現のためには業界団体と政治連盟は車の両輪なので、補完し合って東京の最大の地場産業である印刷業界を盛り上げていきたい。」

田嶋義之副会長の閉会挨拶を以って総会を終了した。

引き続きの印刷産業議員連盟議員との交流会は、都議会本会議が長引き、会員との実質的な交流は出来なかったが、議会終了後に自由民主党10名、公明党5名、都民ファーストの会5名の20名全員が駆け付け、議員一人一人に橋本会長から来る7月の東京都議会選挙の当選に向けて激励を行った。

令和3年度通常総会・議員連盟議員との交流会を開催 (3)

【令和3年度収支予算】

1. 収入の部

科目	金額 (円)	備考
機関紙購読料	2,448,000	3,600円×680口 東政連ニュース広告
機関紙発行事業収入	150,000	
預金利子・配当金	400	
収入合計	2,598,400	
前期繰越金	5,164,938	
合計	7,763,338	

2. 支出の部

科目	金額 (円)	備考
経常経費		
人件費	175,000	機関紙購読料集金の手数料
事務所費	620,000	コピー代、電話代、送料、振込手数料、ホームページ運用費等
小計	795,000	
政治活動費		
行事費	950,000	総会・議員との交流会会場費、総会資料の送料
陣中見舞い	1,900,000	@100,000×18名、@50,000×2名
組織対策費	50,000	諸会議開催費
交際費	140,000	各種パーティ券購入費、参加団体行事祝金
機関紙発行費	550,000	印刷代、送料印刷代、配送料
調査研究費	24,000	東京都各種団体協議会の会費
選挙関係費	180,000	推薦状製作代、送料、祝電代
小計	3,794,000	
支出合計	4,589,000	
次期繰越額	3,174,338	
合計	7,763,338	

【令和3年度事業計画】

<p>1. 東京都政への要望事項の実現</p> <p>(1) サステナブル・リカバリー（持続可能な回復）の視点を踏まえた中小・小規模事業者への支援策の拡充（DX推進のためのIT化実装への助成およびITリテラシーの高い人材の育成支援、テレワーク環境整備支援、柔軟な働き方導入に対する支援、東京都中小企業職業訓練助成金の要件緩和、資金繰り支援、など）</p> <p>(2) 事業者団体向け補助金・助成金を活用した支援事業の創設</p> <p>(3) 東京都発注印刷物の入札方法の改善（最低制限価格制度の本格導入、適正な予定価格の設定、資格保有者への優遇措置導入、各特別区・都下市町村において地元企業への優先発注、地域の中小・小規模事業者等の積極活用など）</p> <p>(4) 官公需における知的財産権の財産的価値の取り扱いの啓発と著作権人格権の不行使特約条項の撤廃</p> <p>(5) メディア・ユニバーサルデザイン（MUD）の採用・普及</p> <p>(6) GP（グリーンプリンティング）認定の普及啓発（環境配慮仕様の「水準2」から「水準1」への引上げ）</p> <p>(7) 女性の活躍推進支援および子育て支援への取組強化</p> <p>2. 国政への要望事項の実現</p> <p>(1) ポストコロナ・アフターコロナに対応する中小・小規模事業者への支援策の拡充</p> <p>(2) 税制改正に向けた要望の取り纏めと実現に向けての活動</p> <p>(3) 官公需取引の改善（最低制限価格制度の導入、適正な予定価格の設定、知的財産権の財産的価値への配慮と保護および著作権人格権の不行使特約条項の撤廃、印刷物発注の平準化など）</p> <p>(4) 行政における調達関係（SR（社会的責任）調達の導入・推進、各種環境関連資格の認定取得企業への優先発注）</p>	<p>(5) 働き方改革の取組みに対する支援</p> <p>(6) DX実現に向けた中小企業向け補助金・助成金の拡充</p> <p>3. 東京都議会議員選挙に立候補する東京都印刷産業議員連盟議員への支援</p> <p>4. 加入増強運動の積極的な推進</p> <p>5. 東京都印刷産業議員連盟所属議員との連携強化</p> <p>(1) 都政への要望に対する協力体制の深化</p> <p>(2) 所属議員と東政連会員との組織的な交流</p> <p>6. 機関紙「東政連ニュース」の発行とホームページの拡充</p>
---	--

Customer Delight

印刷業向け統合経営支援ソフト
FileMakerテンプレート

印刷管太郎 XI

パッケージ版 / ASP版

SEISHIN 誠伸商事株式会社 www.seishin.co.jp
■ 本社 〒145-0062 東京都大田区北千束2-9-10 TEL.03-5751-3011

令和3年度国家予算・税制改正等の要望に対する自由民主党東京都支部連合会からの回答(1)

■令和3年度国家予算・税制改正等に対する要望と自由民主党東京都支部連合会との意見交換

令和2年10月2日(金)に自由民主党東京都支部連合会に要望書を提出し、意見交換を行った。要望内容の一部と回答は以下のとおり。

1. 新型コロナウイルス感染症対策

①有事という認識に立った中小・零細企業への支援策強化

新型コロナウイルス感染症の影響は世界の経済活動に大きな打撃を与えている。国際通貨基金は6月に2020年の日本のGDPを-5.8%と予想した。このマイナス幅は過去50年で最低であり、今後の回復も不確実であることから、平時ではなく有事という認識に立って中小・小規模事業者への支援策を強化すること。

〈回答〉中小企業・小規模事業者の皆様は、引続き大変厳しい経営環境に置かれていると認識しており、事業継続に全力で取り組んでいく。コロナ禍で厳しい状況に置かれた事業者に対しては、ア. 実質無利子・無担保融資の延長及び上限枠の引上げ、イ. 緊急事態宣言地域における飲食店の時短営業や外出・移動の自粛の影響を受ける事業者への一時支援金、ウ. 新分野展開や業態転換を支援する事業再構築補助金、エ. 事業承継を契機とした販路開拓などを支援する事業承継・引継ぎ補助金、オ. ビジネスモデルの転換等に活用いただける持続化補助金、などの政策を通じて支援していく。

②各自治体の印刷物は、地元の中小企業へ優先発注すること

全国の中小印刷会社の売上は大きく落ち込んでいる。特にイベントに付随するチラシ等の受注を中心とする企業は、ほぼ100%近い受注減となっている。7月以降の減少幅はさらに大きく拡大し、中小印刷業界に甚大な影響を及ぼすところであり、今こそ、コロナ対策の一環として、自治体の印刷物を地元の中小企業に優先発注すること。

③最低制限価格制度の義務化

首都圏以外は、官公庁・各自治体からの印刷需要に依存している中小企業が多い。今回のコロナ感染で、官公庁・各自治体からの印刷需要が減少し、一部では受注量が減少して、安値受注競争が激化している。健全な中小企業の育成のためにも最低制限価格制度を導入し、ダンピング防止を徹底されたい。

〈回答〉中小企業の取引適正化のため、ダンピング防止の

徹底は重要な問題と認識しており、令和2年10月2日に閣議決定された「令和2年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」(以下、「令和2年度基本方針」という)においても、ダンピング防止対策について定めているところ。ご要望の「最低制限価格制度」については、最低制限価格未満の価格での入札を無条件に排除するものであり、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする最低価格自動落札の原則から採用されていないが、低価格入札の場合には、履行できるかどうかを調査し、履行が危ぶまれる際には、当該入札を排除する「低入札価格調査制度」を採用することで、安値受注競争激化へ対応しているところ。引続き、政府一丸となってダンピングの防止を徹底してまいります。

2. 税制関係

〈法人税関係〉

- ①中小企業の積極的な事業展開促進のため、中小企業に対する法人税の軽減税率(年800万円以下の所得金額に対し15%)の更なる引下げと適用所得金額の撤廃を行った上で、その措置を恒久化すること。
- ②中小企業組合(商工組合等)は、中小企業者の改善発達を図ることを目的とする組織であることから、公益性が高い法人と考えられる。このことから一般社団法人等と同様に中小企業組合(商工組合等)に対しても、軽減税率を15%以下に引き下げ、かつ、収益事業のみを法人税の課税対象とすること。
- ③各事業年度の課税額を是正するための措置である繰越欠損金の控除期間(10年)の制限を廃止すること。
- ④厳しい経営環境が続く小規模企業にとっては、税・社会保障にかかる負担感が非常に大きいため、より踏み込んだ支援措置が必要である。そのため、資本金3千万円以下の小規模法人に対する法人税の特例措置を創設するとともに、個人事業主に対しても青色申告特別控除の拡充など、手厚い支援策を講ずること。
- ⑤税法上の中小企業の基準を中小企業基本法の定義と同様に、資本金1億円以下から3億円以下へと拡大して整合性を図ること。
- ⑥就業規則や労働協約において退職給与や賞与を支給することが明確に定められている場合においては、負債性を有するものとして退職給与引当金及び賞与引当金繰入額の損金算入を認めること。

【回答】中小企業に対する法人税の軽減税率については、令和3年度税制改正大綱において、「中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限を2年延長する」旨、明記された。その他、令和3年度税制改正においては、企業全体で取り組むデジタル投資を支援し、カーボンニュートラル目標の達成に向けて、過去最高水準の最大10%の税額控除を行う。さらには、中小企業の経営資源の集約化を促すための特例措置を講じることとされている。これらにより、大企業・中小企業に投資を促し、新たな雇用につなげてまいりたい。

3. 官公需関係

①低入札価格調査制度の導入

地場産業である中小印刷業の健全な育成、発展のためには、著しい低価格入札を防止することが肝要である。国は「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」で、「低入札価格調査制度」または「最低制限価格制度」の適切な活用を国等および地方公共団体に要請しているが徹底されていない。「低入札価格調査制度」の導入とその厳密な運用の徹底を図ること。

②「予定価格の適正化」と「積算内訳書」添付の義務化

予定価格の積算にあたって、国は「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の中で適切な予定価格の作成を掲げているが、実態としては過去の契約価格を参考にすることが多い。予定価格の算出にあたっては、「契約の基本方針」を遵守すること。また、入札にあたっては、事務負担等が発生するものの、その参加者から総額だけの一式見積ではなく、具体的な根拠に基づく積算内訳書の添付を義務化すること。

③契約後の仕様変更ならびに修正作業に係る別途費用の支払い

落札後、受託業務を進める中で、当初の契約内容を逸脱する仕様変更が行われたり、また、通常を限度を超える修正が求められるケースが多々発生している。これらは、原材料の調達費、人件費に直接影響するものであり、受託者の適正な利益を圧迫し、官公需への積極的な取組み意欲を失わせる大きな要因となっている。落札後の仕様変更ならびに修正作業にあたっては、別途費用の支払いを行うこと。

【①～③の回答】低入札価格調査制度の導入及び予定価格の適正化については、「令和2年度基本方針」に記載し、これらを強力に進めるとともに、地方公共団体等に対しても国に準じた措置等を執るよう協力依頼文書を発出しているところ。低入札価格調査制度の導入については、毎年度、中小

企業庁で本制度の導入状況等を調査し、国及び地方自治体ごとの制度導入状況をホームページで公表することにより、その導入を促しているところ。また、本制度が実効的に運用されるよう、特に人件費比率の高い役務契約については、低入札価格調査基準価格を下回る場合は入札価格内訳書を徴収し、最低賃金額を下回る人件費でないことを確認することなど、適切な運用方針についても整理・周知を行っている。予定価格の適正化については、需給の状況、原材料及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含み、かつ各都道府県における最低賃金額の改定も反映した額）等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税負担等も勘案し、適切に予定価格を作成することを求めているところ。特に燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品等については、最新の実勢価格や需給の状況等を考慮するよう努めるものとしている。一方、ご要望の「積算内訳書」添付の義務化については、入札の際の応札者の事務負担等の増大が懸念されることから適切ではなく、これに代わって、入札後の落札者との個々の契約の状況等に応じて、積算内訳書の提出を求めることを促すことで、積算根拠の明確化につながると考えている。また、契約後の仕様変更等に係る別途費用の支払いについては、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第4条により契約変更が義務付けられているが、この際、契約時の仕様が明確になっていることが重要となる。こうした観点から、契約前の仕様の明確化を基本方針の中で定めているところであり、これにより、契約後の仕様変更等について曖昧にすることなく、契約変更が行われることにより、中小企業者に対して適正な費用が支払われることとなると考えている。引き続き、中小企業者の官公需取引の適正化に向け政府一丸となり、取り組んでまいりたい。

④下請法の運用の徹底と見直し

下請法の見直しを行い、規制対象に当てはまる取引の発注者（親事業者）に国、地方自治体等を加えること。

【回答】国や地方公共団体を当事者の一方とする契約については「下請代金支払遅延等防止法」（昭和31年法律第120号。以下「下請法」という。）の適用対象から除かれているが、これは、同契約は「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）で規定されており、同法律に「政府契約の必要的内容事項」、「支払の時期」、「支払遅延に対する遅延利息の額」といった下請法と同じ趣旨の規定が設けられているためである。

⑤知的財産権(著作権)の財産的価値への配慮と保護

平成29年度「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、著作権保護の観点から新たに盛り込まれた、①著作権の譲渡、使用許諾、使用方法、使用期間等の書面における明確化、②著作権の財産的価値に留意した対価の算定、支払い、③著作権を著作権者に残し二次活用などの好循環につなげるコンテンツ版バイ・ドール契約の推進など、中小印刷業界が有する知的財産権保護への対応策について、特に地方自治体への周知強化を積極的に図ること。

〈回答〉ご指摘のとおり「令和2年度基本方針」には、著作権の譲渡、使用許諾、使用方法、使用期間等の書面における明確化等について記載しているが、地方公共団体等に対しても国に準じた措置等を執るよう協力依頼文書を発出している。引き続き、中小印刷業界が有する知的財産権保護への対応策について周知徹底を図ってまいりたい。

⑥著作権の正当な評価と著作者人格権の不行使特約条項の撤廃

著作権は本来、それ自体が財産的価値を有することから、印刷物制作費とは別にその正当な評価(対価)が求められるものである。加えて、著作者の基本的な人権を否定するような「著作者人格権の不行使特約条項」は即時撤廃すること。

〈回答〉「令和2年度基本方針」においては、知的財産権の財産的価値について十分に留意した契約内容とすることを促す旨を記載しており、経済産業大臣名で各府省及び地方公共団体の長宛てに周知徹底の要請文書を発出している。また、「著作者人格権の不行使特約条項の撤廃」については、個々の契約毎に発注者と受注者との間で適切に定めることが適当であると考えられることから、一律の取扱いを基本方針に記載していない。しかしながら、事後的なトラブルを回避する観点等から著作者人格権の取扱いなど必要な事項は仕様書に明記し、十分な説明に努めるべき旨を基本方針に記載している。

⑦年間を通じての印刷物発注の平準化

印刷物の発注は、国も各自治体も年度末に集中する傾向にある。2020年3月には各自治体に経済産業省・中小企業庁から平準化への配慮が発出されたが、今後も更なる徹底が必要である。計画的な発注や年度に捉われない発注の前倒しなど、年間を通じての発注の平準化について一層の周知を図ること。

〈回答〉年間を通じて印刷物発注等の平準化の徹底については、「令和2年度基本方針」において、発注見通しの公表、

早期の発注等の取組強化及び適正な納期・工期の設定などにより、中小企業者の働き方改革を阻害することのないよう発注時期の平準化に努める旨を定めており、中小企業庁長官から各府省及び地方公共団体等に本方針への協力を要請している。引き続き、経済産業省として、印刷物の発注が今後も年度末に集中することのないよう、発注時期の平準化が促進されるよう取り組んでまいります。

■令和3年度東京都予算等に関する要望・会派との意見交換

8月27日に都民ファーストの会(Zoomによるオンライン開催)、9月2日に都議会自由民主党、都議会公明党、都議会立憲民主党・民主クラブと定例のヒアリングを行い、要望書の提出とともに重点項目の説明を行った。要望事項の一部と回答は以下のとおり。

1. 新型コロナウイルス感染症対策

①有事という認識に立った中小・小規模事業者への支援策強化

新型コロナウイルス感染症の影響は世界の経済活動に大きな打撃を与えている。国際通貨基金は6月に2020年の日本のGDPを-5.8%と予想した。このマイナス幅は過去50年で最低であり、今後の回復も不確実であることから、平時ではなく有事という認識に立って中小・小規模事業者への支援策を強化すること。

〈回答〉新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受ける中小企業を支援するため、(公財)東京都中小企業振興公社に緊急経営相談窓口を設置し、中小企業診断士、公認会計士をはじめとした専門家がワンストップで相談に応じるとともに、中小企業の要望に応じて各種専門家を企業現場に派遣する専門家派遣事業を拡充しています。また、事業承継・事業再生に係る窓口において、事業承継計画や経営改善計画の策定、その計画実施に係る支援などを行うほか、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策として、事業承継支援助成金を拡充しています。さらに都は、1億円を限度として3年間無利子とする新型コロナ対応融資を実施しています。今後も多様な支援メニューにより厳しい状況にある中小企業の資金繰りを支援してまいります。

【総合支援事業】154,481千円

【事業承継・再生支援事業】525,187千円

【制度融資預託金】202,176,000千円

【制度融資信用保証料補助】22,218,403千円

【新型コロナウイルス感染症対応緊急融資等利子補給】

82,798,000 円

②東京都独自の融資制度の拡充

東京都の融資制度は、新型コロナウイルス感染症対応緊急融資、緊急借換、危機対応融資などがあるが、いずれも無利子・無担保（無担保は8千万円まで）ではない。無利子・無担保の新たな融資制度を創設すること。

〈回答〉都は、1億円を限度として3年間無利子とする新型コロナ対応融資を実施している。今後も多様な支援メニューにより厳しい状況にある中小企業の資金繰りを支援してまいります。

【制度融資預託金】 202,176,000 千円

【制度融資信用保証料補助】 22,218,403 千円

【新型コロナウイルス感染症対応緊急融資等利子補給】

82,798,000 円

③コロナ禍を克服するための「中小企業業態変革助成金」の創設

国の雇用調整助成金が改定を遂げながら中小企業を支える重要な施策になっていることは高く評価するが、この制度は休業助成を骨格としており、教育訓練に関しては「机に座っての受講」を基本とし、「現場での教育」を認めていないという欠陥を有している。現在、コロナ禍で苦境にある製造業の経営者の多くは、こう考えているはずである。「仕事が無い中、漫然と休んでいてはアフターコロナの熾烈な時代の存続は危い。そこで我が社は多能工化で人の余力を作り、その余力を梃子にして、生産性の向上、業態変革を試み、さらに、できるなら新商品、新事業に挑戦したい」と。しかし、この業態変革の起点になると言ってもいい多能工化、特に製造現場での多能工化を教育訓練助成金は基本的に認めていない。もちろん、従業員たちが必死の思いで取り組む生産性の向上、業態変革等も認めてはいない。結果として起きるのは「ただただ休み、成長が凍結され、生産性が劣化する」ことである。折角の良い施策がアフターコロナ下では危機を拡大している事実を直視されたい。そこで、コロナ禍における中小企業への成長支援策として、東京都は、雇用調整助成金の特例措置の期限切れ後の休業助成とともに、製造現場の多能工化教育の要件緩和を始めとした業態変革を支援することを内容とする「中小企業業態変革助成金」を創設されたい。

④東京都中小企業職業訓練助成金の要件緩和

コロナの長期化は東京の経済に大きな打撃となる。売上の

減少や休業が続けば企業は弱体化し、今のままでは中小・小規模事業者の倒産件数は増え、東京の産業は危機的な状況に追い込まれることが予想される。中小・小規模事業者が生き残るための再生支援・新生支援のために、業態変革や新業態への挑戦を行うための教育訓練や多能工化のための現場教育に対して職業訓練助成金を支給するよう、要件を緩和すること。

〈③、④の回答〉都では、中小企業等が従業員に対して社内で行う職業訓練や教育機関派遣訓練について、都独自の助成金を支給しています。本制度では、若手社員や中堅層のスキルアップに向けた専門的な技能・知識を習得するための研修も助成対象としています。また、令和2年度より、感染症の拡大防止等のため、休業や在宅勤務が継続している機会を有効に活かし、従業員のスキルアップを図る中小企業を支援する「中小企業人材オンラインスキルアップ支援事業」を実施しており、中小企業が従業員に対してeラーニング研修を受講させた際の受講料等の経費を助成しています。引続き、中小企業等の人材育成の取組を支援してまいります。



FUJIFILM
Value from Innovation

FFGSは、
戦略的『省資源』で、
トータルコストダウンを
支援いたします。

「減らす」がつくる、クオリティ
FUJIFILM
SUPERIA

富士フイルム グローバル グラフィック システムズ 株式会社 ホームページ <http://ffgs.fujifilm.co.jp>
本社 〒106-0031 東京都港区西麻布二丁目26番地30号 富士フイルム西麻布ビル 03(6419)0300

—東京都印刷産業議員連盟議員—

<東京都議会自由民主党>



三宅茂樹 氏

選挙区：世田谷
〒154-0001
世田谷区池尻 2-20-12-103

電話 03-5481-1500/FAX 03-5481-2300



高島直樹 氏

選挙区：足立
〒120-0034
足立区千住 4-9-7

電話 03-3881-0007/FAX 03-3881-0606



宇田川聡史 氏

選挙区：江戸川
〒134-0084
江戸川区東葛西 1-37-24

電話 03-3687-7007/FAX 03-3869-7101



中屋文孝 氏

選挙区：文京
〒112-0002
文京区小石川 1-3-23-506

電話 03-3818-0077/FAX 03-5689-8117



秋田一郎 氏

選挙区：新宿
〒160-0023
新宿区西新宿 4-11-13-103

電話 03-3374-2535/FAX 03-3376-1188



山崎一輝 氏

選挙区：江東
〒136-0076
江東区南砂 2-28-15

電話 03-3648-3111/FAX 03-3648-1242



小宮安里 氏

選挙区：杉並
〒166-0004
杉並区阿佐谷南
1-17-23-202

電話 03-5378-0611/FAX 03-5378-0615



菅野弘一 氏

選挙区：港
〒108-0071
港区白金台 3-17-4

電話 03-3445-8211/FAX 03-3445-5155



柴崎幹男 氏

選挙区：練馬
〒177-0051
練馬区関町北 1-26-10

電話 03-5991-1275/FAX 03-5991-1648



川松真一郎 氏

選挙区：墨田
〒130-0011
墨田区石原 3-20-9

電話 03-6240-4370/FAX 03-6240-4380

<都議会公明党>



長橋桂一 氏

選挙区：豊島
〒170-0012
豊島区上池袋 3-25-11

電話 03-3983-8260/FAX 03-3983-8200



東村邦浩 氏

選挙区：八王子
〒192-0051
八王子市元本郷町
4-20-25-302

電話 042-620-4405/FAX 042-620-4402



谷村孝彦 氏

選挙区：北多摩第一
〒207-0015
東大和市中央 4-922-18

電話 042-565-2312/FAX 03-6368-4970



加藤雅之 氏

選挙区：墨田
〒131-0045
墨田区押上 1-29-6

電話 03-5809-7860/FAX 03-5809-7955



慶野信一 氏

選挙区：荒川
〒116-0001
荒川区町屋 4-17-3

電話 03-6807-6055/FAX 03-6807-6088

<都民ファーストの会>



中山寛進 氏

選挙区：台東
〒111-0032
台東区浅草 1-1-7-2

電話 03-3841-4881/FAX 03-3841-4423



滝口 学 氏

選挙区：荒川
〒116-0014
荒川区東日暮里 4-20-7

電話 03-6382-8866/FAX 03-6382-8867



保坂真宏 氏

選挙区：台東
〒110-0008
台東区池之端 2-5-34

電話 03-3821-3876/FAX 03-3827-2952



荒木千陽 氏

選挙区：中野
〒164-0001
中野区中野 2-12-5-103

電話 03-6382-5557/FAX 03-6382-5537



本橋弘隆 氏

選挙区：豊島
〒171-0042
豊島区高松 3-12-16

電話 03-6478-9556/FAX 03-6755-9750

(令和3年6月29日現在)